

上尾市生活困窮者自立支援法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 5 月 3 0 日

上尾市長 畠 山 稔

上尾市規則第 4 0 号

上尾市生活困窮者自立支援法施行細則の一部を改正する規則

(上尾市生活困窮者自立支援法施行細則の一部改正)

第 1 条 上尾市生活困窮者自立支援法施行細則（平成 2 7 年上尾市規則第 3 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「不動産媒介業者等」を「不動産仲介業者等」に、「、不動産媒介業者」を「、不動産仲介業者」に改め、同条第 3 項中「申請者をいう。」の次に「次項において同じ。」を、「額をいう。」の次に「次項及び」を加え、同条に次の 1 項を加える。

4 この規則において「転居費用」とは、申請者が新たな住居の確保に要する費用をいう。この場合において、その額は、新たに確保する住居が所在する市町村（特別区を含む。）における住宅扶助基準に基づく額に 3 を乗じて得た額（これによりがたいときは、厚生労働大臣が定める額）を上限とする。

第 3 条中「（第 1 号様式）」の次に「（法第 3 条第 3 項第 2 号に該当する者にあつては、省令第 1 3 条に規定する厚生労働省社会・援護局長が定める書類、生活困窮者住居確保給付金申請時確認書及び住居確保給付金要転居証明書（第 1 号様式の 2））」を加える。

第 5 条第 1 項中「喪失している者」の次に「又は新たな住居の確保に伴い家計全体の支出の削減が見込まれる者」を加え、「不動産媒介業者等」を「不動産仲介業者等」に改め、同条第 2 項中「不動産媒介業者等」を「不動産仲介業者等」に改める。

第 6 条第 1 項中「規定する者」を「規定する居住するための住宅を喪失している者」に改め、同項中「交付し、」の次に「同項に規定する新たな住居の確保に伴い家計全体の支出の削減が見込まれる者及び」を加える。

第 7 条中「不動産媒介業者等」を「不動産仲介業者等」に改め、同条に次の 1 項を加える。

- 2 前条第 1 項の規定により生活困窮者住居確保給付金支給決定通知書の交付を受けた者（転居費用に係るものに限る。）は、家計の改善に係る相談で助言を受けた条件を満たす新たな賃貸住宅等に関し賃貸借契約を締結しなければならない。

第 8 条第 1 項中「前条」を「前条第 1 項」に改め、同条に次の 1 項を加える。

- 3 前条第 2 項の規定に基づき新たな賃貸住宅等に関し賃貸借契約を締結した者は、当該賃貸住宅等に入居する日から起算して 7 日以内に、住居確保報告書（第 7 号様式）に当該賃貸契約書の写し、新住所の記載された住民票の写し及び転居費用の実際の支出額を確認することができる書類を添付して、これを市長に提出しなければならない。

第 9 条第 1 項中「住居確保給付金の支給を開始する月」を「住居確保給付金（転居費用に係るものを除く。）の支給を開始する月」に、「属する月の翌月」を「属する月」に改める。

第 10 条第 1 項中「賃貸住宅等の貸主等」を「不動産仲介業者等」に改め、同条に次の 1 項を加える。

- 3 前 2 項の規定にかかわらず、転居費用に係る住居確保給付金のうち、初期費用以外の経費に相当する額の支給は、次の各号に掲げる経費の区分に応じ、当該各号に定める者の金融機関の口座に振り込む方法により行うものとする。

- (1) 転居する前の住居に係る原状の回復に要する費用 転居する前の住居の不動産仲介業者等

- (2) 引越業者又は運送業者（この号において「引越業者等」という。）に支払う引っ越しに要する費用 受給者又は引越業者等

第 11 条第 1 項中「含む」を「含み、第 8 条第 2 項の規定により転居費用に係る住居確保給付金のみの支給の決定を受けた者を除く」に改める。

第 12 条第 1 項に次の 1 号を加える。

- (4) 転居費用の実際の支出額が住宅確保給付金の支給額を上回っており、転居費用の実際の支出額と住宅確保給付金の支給額の上限額との差額

について追加の支給が可能であるとき。

第 12 条第 3 項中「生活困窮者住居確保給付金支給変更申請書」を「生活困窮者住居確保給付金変更支給申請書」に改め、同項中第 4 号を第 5 号とし、第 3 号の次に次の 1 号を加える。

- (4) 第 1 項第 4 号に該当する場合 転居費用の実際の支出額を確認することができる書類

第 16 条（見出しを含む。）中「不動産媒介業者等」を「不動産仲介業者等」に改める。

第 1 号様式を次のように改める。

第1号様式（第3条関係）（その1）

(第 1 面)

生活困窮者住居確保給付金申請時確認書（家賃相当額）

住居確保給付金の支給を希望する方は、この確認書と併せて省令第13条の生活困窮者住宅確保給付金支給申請書（様式第一号）を提出する必要があります。

誓約事項

- 1 受給中、下記の求職活動等要件を満たすこと又は上尾市健康福祉部生活支援課（自立相談支援機関）の作成するプランに基づく就労支援を受けること。
- (1) 公共職業安定所等での求職活動を行う申請者
- ① 月４回以上、上尾市健康福祉部生活支援課（自立相談支援機関）の面接等の支援を受けること。
- ② 月２回以上、公共職業安定所で職業相談等を受けること。
- ③ 原則として週１回以上、求人先へ応募を行う又は求人先の面接を受けること。
- (2) 省令第１０条第５号ただし書きに該当する申請者
- ① 月４回以上、上尾市健康福祉部生活支援課（自立相談支援機関）の面接等の支援を受けること。
- ② 原則として月１回以上、経営相談先において面談等の支援を受けること。
- ③ 経営相談先の助言等の下、自立に向けた活動計画を作成し、月１回以上、当該計画に基づく取組を行うこと。
- 2 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者（以下「申請者等」という。）のいずれもが地方自治体等が実施する離職者等に対する住居の確保を目的とした類似の給付等を受けていないこと。
- 3 以下の該当する箇所にチェックを入れてください。
- ☐ 再支給の申請ではない（過去に住居確保給付金を受けたことがない）
- ☐ 再支給の申請であるが、従前の支給が終了した月の翌月から起算して１年を経過している
- 従前の支給期間 年 月 ～ 年 月
- 再支給の申請までに ☐ 常用就職した。
- ☐ 給与その他の業務上の収入を得る機会が増加した。
- 4 申請者等のいずれもが暴力団員ではないこと。また、受給期間中においても暴力団員にならないこと。

同意事項

- 1 以下のいずれかに該当した場合、支給が中止されること。
 - ① 誠実かつ熱心に求職活動等を行わない場合又は就労支援に関する上尾市健康福祉部生活支援課（自立相談支援機関）の指示に従わない場合
 - ② 住居確保給付金受給者が常用就職をした、又は受給者の給与その他業務上の収入を得る機会が増加し、かつ、就労に伴い得られた収入が収入基準を超える場合。またそのことを報告しない場合
 - ③ 支給決定後、住宅から退去した場合（借主の責によらず転居せざるを得ない場合又は上尾市健康福祉部生活支援課（自立相談支援機関）等の指導により上尾市内での転居が適当である場合を除く。）
 - ④ 申請内容に偽りがあった場合
 - ⑤ 支給決定後、受給者及び受給者との世帯に属する者が暴力団員と判明した場合
 - ⑥ 支給決定後、受給者が禁錮刑以上の刑に処された場合

(第2面)

- ⑦ 受給者が生活保護を受給した場合
 - ⑧ 支給決定後、疾病又は負傷のため住居確保給付金を中断した場合において、中断を決定した日から2年を経過した場合
 - ⑨ 中断期間中において、受給者が毎月1回の面談等による報告を怠った場合
- 2 本給付金の支給決定後、支給に必要な範囲で、申請者の賃貸住宅への入居状況のほか、クレジットカード等を使用する方法により申請者から賃貸人へ賃料を支払っている場合は、賃料の支払状況について、訪問等による確認を行う場合があること又は不動産仲介業者等に報告を求めること。
- 3 支給に必要な範囲で、申請者等の資産及び収入の状況につき、官公署に対し必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは申請者等の雇用主その他の関係者に報告を求めること。
- また、上尾市の報告要求等に対し、官公署又は銀行等が報告することについて申請者が同意している旨を官公署又は銀行等に伝えること。
- 4 支給に必要な範囲で、暴力団員該当性の確認につき、上尾市又は社会福祉協議会が官公署から情報を求めること。

____年 ____月 ____日

(宛先)

上尾市長

上記誓約事項及び同意事項について確認の上、誓約及び同意します。

申請者氏名 _____

当初申請時

① 添付書類

- 1 本人確認書類
運転免許証、個人番号カード、住民基本台帳カード、一般旅券、各種福祉手帳、住民票、戸籍事項全部証明書等のいずれかの写し
- 2 離職関係書類
下記のいずれかを証する書類
 - (1) 申請日を起点に2年（疾病、負傷、育児その他都道府県等がやむを得ないと認める事情により引き続き30日以上求職活動を行うことができなかった場合は最長4年）以内に離職又は廃業したことが確認できる書類の写し。なお、離職又は廃業から2年以上経過している場合は、疾病、負傷、育児その他都道府県等がやむを得ないと認める事情に該当することの事実を証明することができる書類の写し
 - (2) 申請日において就業している個人の給与その他の業務上の収入を得る機会が当該個人の責めに帰すべき理由、都合によらないで減少し、当該個人の就労の状況が離職又は廃業の場合と同等程度の状況にあることを確認できる書類の写し
- 3 収入関係書類
申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のうち収入がある者について収入が確認できる書類の写し
- 4 金融資産関係書類
申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の金融機関の通帳等の写し

② 追加提出書類

- 1 求職番号又は地方公共団体が設ける公的な無料職業紹介の窓口名称の記載(公共職業安定所等での求職活動を行う申請者)

公共職業安定所から交付を受けた求職番号

地方公共団体が設ける公的な無料職業紹介の窓口名称

- 2 経営相談先の記載(省令第10条第5号ただし書きに該当する申請者)

経営相談先の名称

- 3 入居(予定)住宅関係書類

- (1) 住宅喪失者

不動産仲介業者等から交付を受けた入居予定住宅に関する状況通知書(第2号様式)

- (2) 住宅喪失のおそれがある者

貸主等から交付を受けた入居住宅に関する状況通知書(第3号様式)

- (3) クレジットカード等を使用する方法により申請者から賃貸人へ賃料を支払う者

クレジットカード等で支払っていることが確認できるもの(利用明細の写し、納付書の控え等)

第1号様式（第3条関係）（その2）

(第 1 面)

生活困窮者住居確保給付金申請時確認書（転居費用）

住居確保給付金の支給を希望する方は、この確認書と併せて省令第13条の生活困窮者住宅確保給付金支給申請書（様式第一号）を提出する必要があります。

誓約事項

- 1 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者（以下「申請者等」という。）のいずれもが地方自治体等が実施する離職者等に対する住居の確保を目的とした類似の給付等を受けていないこと。
- 2 以下の該当する箇所をチェックを入れてください。
- ☐ 再支給の申請ではない（過去に住居確保給付金を受けたことがない）
- ☐ 再支給の申請であるが、従前の支給が終了した月の翌月から起算して1年を経過している
- 従前の支給期間 年 月 ～ 年 月
- 再支給の申請までに ☐ 常用就職した。
- ☐ 給与その他の業務上の収入を得る機会が増加した。
- 3 申請者等のいずれもが暴力団員ではないこと。また、受給期間中においても暴力団員にならないこと。

同意事項

- 1 以下のいずれかに該当した場合、支給が中止されること。
 - ① 申請内容に偽りがあった場合
 - ② 支給決定後、受給者及び受給者と同一の世帯に属する者が暴力団員と判明した場合
 - ③ 支給決定後、受給者が禁錮刑以上の刑に処された場合
 - ④ 受給者が生活保護を受給した場合
- 2 本給付金の支給決定後、支給に必要な範囲で、申請者の賃貸住宅への入居状況のほか、クレジットカード等を使用する方法により申請者から賃貸人へ賃料を支払っている場合は、賃料の支払状況について、訪問等による確認を行う場合があること又は不動産仲介業者等に報告を求めること。
- 3 支給に必要な範囲で、申請者等の資産及び収入の状況につき、官公署に対し必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは申請者等の雇用主その他の関係者に報告を求めること。

また、上尾市の報告要求等に対し、官公署又は銀行等が報告することについて申請者が同意している旨を官公署又は銀行等に伝えること。
- 4 支給に必要な範囲で、暴力団員該当性の確認につき、上尾市又は社会福祉協議会が官公署から情報を求めること。

年 月 日
(宛先)

上尾市長

上記誓約事項及び同意事項について確認の上、誓約及び同意します。

申請者氏名

当初申請時

① 添付書類

- 1 本人確認書類
運転免許証、個人番号カード、住民基本台帳カード、一般旅券、各種福祉手帳、住民票、戸籍事項全部証明書等のいずれかの写し
- 2 収入減少関係書類
世帯収入額が、申請日の属する月を起点に2年以内に著しく減少したことが確認できる書類の写し
- 3 離職等関係書類
世帯収入額が著しく減少する直前に、支給申請者と同一の世帯に属する者が死亡、又は申請者若しくは申請者と同一の世帯に属する者が離職、休業等をしたことが確認できる書類の写し
- 4 収入関係書類
申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のうち収入がある者について申請日の属する月の収入が確認できる書類の写し
- 5 金融資産関係書類
申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の金融機関の通帳等の写し
- 6 上尾市健康福祉部生活支援課（自立相談支援機関）から交付された要転居証明書（第1号様式の2）

② 追加確認書類

- 1 不動産仲介業者等から交付を受けた入居予定住宅に関する状況通知書（第2号様式）
- 2 転居に要する費用の額及び内訳が確認できる書類・各種見積書（家財の運搬費用、原状回復費用等）

③ 追加提出書類

- 入居（予定）住宅関係書類
- (1) 住宅喪失者
不動産仲介業者等から交付を受けた入居予定住宅に関する状況通知書（第2号様式）
 - (2) 住宅喪失のおそれがある者
貸主等から交付を受けた入居住宅に関する状況通知書（第3号様式）
 - (3) クレジットカード等を使用する方法により申請者から賃貸人へ賃料を支払う者
クレジットカード等で支払っていることが確認できるもの（利用明細の写し、納付書の控え等）

第 1 号様式の次に次の 1 様式を加える。

住居確保給付金要転居証明書

下記の者に対し家計改善の支援を実施した結果、下記の者が、その家計の改善のために生活困窮者自立支援法施行規則第10条第5号ロに規定する要件（（1）又は（2））に該当し、かつ、その費用の捻出が困難であると認められたことを証明します。

年 月 日

上尾市長



本人関係

フリガナ 氏名	
生年月日	年 月 日
現在の居所	
電話番号	

【添付資料】

上記が確認できる資料（相談時家計表及び転居後の家計計画表、その他、必要に応じて、転居前後のキャッシュフロー表、家計再生プラン等の写し）

（注意事項）

この証明書の有効期限は、入居予定日の1か月後までとします。

第2号様式を次のように改める。

第2号様式（第5条関係）（その1）

（第1面）

入居予定住宅に関する状況通知書（家賃相当額）

（不動産仲介業者等記載欄）

1. 次の者より、賃貸住宅への入居についての希望がありました。
このことについて、以下について通知します。

2. 暴力団員等と関係を有しないことの確認事項について相違ありません。
また、必要に応じて暴力団員等と関係を有しないことの確認につき、上尾市又は社会福祉協議会（初期費用を社会福祉協議会から借り受ける場合）が官公署から情報を求めることを同意します。

3. 住居確保給付金の支給、総合支援資金及び臨時特例つなぎ資金の貸付を行うために必要となる範囲内で、都道府県等、公共職業安定所、職業安定法（昭和22年法律第141号）第4条第9項に規定する特定地方公共団体、同条第10項に規定する職業紹介事業者であって地方公共団体の委託を受けて無料の職業紹介を行う者、社会福祉協議会及び自立相談支援機関の間で相互利用されることについて同意します。

（宛先）

上尾市長

年 月 日

不動産仲介業者等

(商号又は名称)

フリガナ

(代表者名)

(所在地) 〒

(免許証番号)

(担当者等) 氏名 所属

(電話番号)

※貸主が記入する場合は、氏名、所在地、電話番号のみを記載してください。

※免許証番号は、宅地建物取引業者のみ記載してください。

（暴力団員等と関係を有しないことの確認事項）

上尾市生活困窮者自立支援法施行細則第16条第1項に該当する「暴力団員等（暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者）と関係を有する不動産仲介業者等」でないこと

入居予定者

氏名（フリガナ）	
生年月日	年 月 日
同居状況	単 身 ・ 複 数 （ 名 ）

入居予定の賃貸住宅

名称	
所在地	
家賃	円
入居予定日	年 月 日（ 年 月 日までの 月 日間）

※1 住居確保給付金の支給額は、上尾市における住宅扶助基準に基づく額（限度額： 円）を上限とし、収入に応じた額とする。

※2 住居確保給付金の対象となる賃貸住宅の契約については、借地借家法により、保護の対象となる賃貸借契約及び定期賃貸借契約に限る。

※3 共益費・管理費は住居確保給付金の対象にならないため、家賃には含めずに記載すること。

※4 定期借家契約(定期建物賃貸借契約)の場合に限り、入居予定日欄の（ ）内に、入居予定日から契約満了日までの期間を記載すること

※5 賃料の支払い方法がクレジットカードや納付書払いにより賃料を支払う必要がある場合は、下のチェックボックスにチェックすること。 ☐

なお、支払い方法について口座振替等を選択可能な場合は、上記に掲げる支払い方法は不可。

(第2面)

初期費用		
(1)	家賃 (入居に際して当初の支払いを要する家賃)	円 (月分＋日割り 日分として)
	共益費	円
	管理費	円
	敷金	円
	礼金等	礼金 円 その他 () 円
(2)	仲介報酬額	円
(3)	火災保険料	円
	その他 (入居保証料等)	円
合計		円

※ 初期費用については、社会福祉協議会が実施する「総合支援資金(住宅入居費)」の貸付けの申請を行う際に必要な情報であるため、記載願います。

振込口座			
住居確保給付金の振込先	貸主又は貸主から委託を受けた事業者の振込口座	フリガナ	
		口座名義	
		金融機関名	
		支店名	
		口座種別	普 通 ・ 当 座
		口座番号	
初期費用(1)の振込先	初期費用(1)に関する者の振込口座	フリガナ	
		口座名義	
		金融機関名	
		支店名	
		口座種別	普 通 ・ 当 座
		口座番号	
初期費用(2)の振込先	初期費用(2)に関する者の振込口座	フリガナ	
		口座名義	
		金融機関名	
		支店名	
		口座種別	普 通 ・ 当 座
		口座番号	

(第3面)

(住居確保給付金支給申請者 本人記入欄)

入居予定の賃貸住宅は前記のとおりです。

○ 私の個人情報が、住居確保給付金の支給及び総合支援資金等の貸付を行うために必要となる範囲内で、都道府県等、公共職業安定所、職業安定法（昭和22年法律第141号）第4条第9項に規定する特定地方公共団体、同条第10項に規定する職業紹介事業者であって地方公共団体の委託を受けて無料の職業紹介を行う者、社会福祉協議会及び自立相談支援機関の間で相互利用されることについて同意します。

○ 住居確保給付金の支給は、原則として、貸主又は貸主から委託を受けた事業者等の口座へ振り込まれることにより、私への支給となることについて同意します。

【第1面※5のチェックボックスに☑がある場合のみの同意事項】

○ 事業者等への口座へ振り込むことができない場合であって、以下に記載する貸借人の口座に振り込む方法により支給された場合は、確実に貸主又は貸主から委託を受けた事業者等に支払うことに同意します。

○ 上尾市の求めに応じて、貸主又は貸主から委託を受けた事業者等に支払ったことを証明する文書を速やかに提出することに同意します。

住居確保給付金の振込先	貸借人の振込口座	フリガナ	
		口座名義	
		金融機関名	
		支店名	
		口座種別	普通・当座
		口座番号	

【以下は、申請者全員記載してください】

年 月 日

氏名

住所

電話番号

(注意事項)

住居確保給付金支給申請者は、この通知書を上尾市健康福祉部生活支援課（自立相談支援機関）に提出してください。

(暴力団員等と関係を有しないことの確認事項)

上尾市生活困窮者自立支援法施行細則第16条第1項に該当する「暴力団員等（暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者）と関係を有する不動産仲介業者等」でないこと。

（参考）上尾市生活困窮者自立支援法施行細則（抄）

第16条 市長は、不動産仲介業者等が次の各号のいずれかに該当することを確認したときは、当該不動産仲介業者等に対し、当該不動産仲介業者等が発行する入居予定住宅に関する状況通知書（第2号様式）及び入居住宅に関する状況通知書（第3号様式）が第5条第2項又は第3項に規定する住居確保給付金の支給手続には使用することができない旨を通知するものとする。

- (1) 不動産仲介業者等が法人である場合にあっては当該法人の役員又は営業所若しくは事務所の業務を統括する者その他これに準ずる者（以下「役員等」という。）のうちに、不動産仲介業者等が個人事業主である場合にあっては営業所又は事務所の業務を統括する者その他これに準ずる使用人のうちに、暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）に該当する者がいること。
- (2) 暴力団員等を不動産仲介業者等の行う業務に従事させ、又はその補助者として使用するおそれのあること。
- (3) 暴力団員等が不動産仲介業者等の行う事業活動を実質的に支配していること。
- (4) 暴力団員等が不動産仲介業者等の経営に実質的に関与していること。
- (5) 不動産仲介業者等の役員等が、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団員等を利用していること。
- (6) 役員等が暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等積極的に暴力団の維持、運営等に協力し、又は関与していること。
- (7) 役員等又は経営に実質的に関与している者が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。
- (8) 暴力団員等である個人事業主又は役員等が暴力団員等である法人を、その事実を知らず、不当に利用する等していること。

〔暴力団とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成3年法律第77号）第2条第2号にあるとおり、「その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体」を指します。〕

※総合支援資金運営要領においても同内容の規定があります。

第2号様式（第5条関係）（その2）

（第1面）

入居予定住宅に関する状況通知書（転居費用）

（不動産仲介業者等記載欄）

1. 次の者より、賃貸住宅への入居についての希望がありました。
このことについて、以下について通知します。

2. 暴力団員等と関係を有しないことの確認事項について相違ありません。
また、必要に応じて暴力団員等と関係を有しないことの確認につき、上尾市又は社会福祉協議会（初期費用を社会福祉協議会から借り受ける場合）が官公署から情報を求めることを同意します。

3. 住居確保給付金の支給、総合支援資金及び臨時特例つなぎ資金の貸付を行うために必要となる範囲内で、都道府県等、公共職業安定所、職業安定法（昭和22年法律第141号）第4条第9項に規定する特定地方公共団体、同条第10項に規定する職業紹介事業者であって地方公共団体の委託を受けて無料の職業紹介を行う者、社会福祉協議会及び自立相談支援機関の間で相互利用されることについて同意します。

（宛先）

上尾市長

年 月 日

不動産仲介業者等

(商号又は名称)

フリガナ

(代表者名)

(所在地) 〒

(免許証番号)

(担当者等) 氏名 所属

(電話番号)

※貸主が記入する場合は、氏名、所在地、電話番号のみを記載してください。

※免許証番号は、宅地建物取引業者のみ記載してください。

（暴力団員等と関係を有しないことの確認事項）

上尾市生活困窮者自立支援法施行細則第16条第1項に該当する「暴力団員等（暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者）と関係を有する不動産仲介業者等」でないこと

入居予定者

氏名（フリガナ）	
生年月日	年 月 日
同居状況	単 身 ・ 複 数 （ 名 ）

入居予定の賃貸住宅

名称	
所在地	
入居予定日	年 月 日（ 年 月 日までの 月 日間）

※1 住居確保給付金の支給額は、入居予定の賃貸住宅が所在する市区町村における住宅扶助基準に基づく額に三を乗じて得た額（これによりがたいときは別に厚生労働大臣が定める額）を上限とし、申請者が実際に転居に要する経費とする。

※2 定期借家契約(定期建物賃貸借契約)の場合に限り、入居予定日欄の（ ）内に、入居予定日から契約満了日までの期間を記載すること

※3 初期費用の支払い方法について、クレジットカードや納付書払いにより初期費用を支払う必要がある場合は、下のチェックボックスにチェックすること。

☐

なお、支払い方法について口座振替等を選択可能な場合は、上記に掲げる支払い方法は不可。

(第2面)

初期費用				
給付金支給対象	(1)	礼金等	礼金 その他 ()	円 円
	(2)	仲介手数料		円
	(3)	住宅保険料		円
		家賃債務保証料		円
	(4)	鍵交換費用		円
		合計		円
給付金支給対象外	(1)	家賃 (入居に際して当初の支払いを要する家賃)	(月分+日割り 日分として)	円
	(2)	共益費		円
	(3)	管理費		円
	(4)	敷金		円
	(5)	その他		円
		合計		円
		総合計 (支給対象+支給対象外)		円

※ 初期費用については、社会福祉協議会が実施する「総合支援資金(住宅入居費)」の貸付の申請を行う際に必要な情報であるため、記載願います。

振込口座				品 目
住居確保給付金の振込先(1)	貸主又は貸主から委託を受けた事業者の振込口座	フリガナ		
		口座名義		
		金融機関名		
		支店名		
		口座種別	普 通 ・ 当 座	
		口座番号		
住居確保給付金の振込先(2)	貸主又は貸主から委託を受けた事業者の振込口座	フリガナ		
		口座名義		
		金融機関名		
		支店名		
		口座種別	普 通 ・ 当 座	
		口座番号		
住居確保給付金の振込先(3)	貸主又は貸主から委託を受けた事業者の振込口座	フリガナ		
		口座名義		
		金融機関名		
		支店名		
		口座種別	普 通 ・ 当 座	
		口座番号		

(第3面)

(住居確保給付金支給申請者 本人記入欄)

入居予定の賃貸住宅は前記のとおりです。

○ 私の個人情報が、住居確保給付金の支給及び総合支援資金等の貸付を行うために必要となる範囲内で、都道府県等、公共職業安定所、職業安定法（昭和22年法律第141号）第4条第9項に規定する特定地方公共団体、同条第10項に規定する職業紹介事業者であって地方公共団体の委託を受けて無料の職業紹介を行う者、社会福祉協議会及び自立相談支援機関の間で相互利用されることについて同意します。

○ 住居確保給付金の支給は、原則として、貸主又は貸主から委託を受けた事業者等の口座へ振り込まれることにより、私への支給となることについて同意します。

【第1面※3のチェックボックスに☑がある場合のみの同意事項】

○ 事業者等への口座へ振り込むことができない場合であって、以下に記載する貸借人の口座に振り込む方法により支給された場合は、確実に貸主又は貸主から委託を受けた事業者等に支払うことに同意します。

○ 上尾市の求めに応じて、貸主又は貸主から委託を受けた事業者等に支払ったことを証明する文書を速やかに提出することに同意します。

住居確保給付金の振込先	申請者の振込口座	フリガナ	
		口座名義	
		金融機関名	
		支店名	
		口座種別	普通・当座
		口座番号	

【以下は、申請者全員記載してください】

年 月 日

氏名

住所

電話番号

(注意事項)

住居確保給付金支給申請者は、この通知書を上尾市健康福祉部生活支援課（自立相談支援機関）に提出してください。

(暴力団員等と関係を有しないことの確認事項)

上尾市生活困窮者自立支援法施行細則第16条第1項に該当する「暴力団員等（暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者）と関係を有する不動産仲介業者等」でないこと。

（参考）上尾市生活困窮者自立支援法施行細則（抄）

第16条 市長は、不動産仲介業者等が次の各号のいずれかに該当することを確認したときは、当該不動産仲介業者等に対し、当該不動産仲介業者等が発行する入居予定住宅に関する状況通知書（第2号様式）及び入居住宅に関する状況通知書（第3号様式）が第5条第2項又は第3項に規定する住居確保給付金の支給手続には使用することができない旨を通知するものとする。

- (1) 不動産仲介業者等が法人である場合にあっては当該法人の役員又は営業所若しくは事務所の業務を統括する者その他これに準ずる者（以下「役員等」という。）のうちに、不動産仲介業者等が個人事業主である場合にあっては営業所又は事務所の業務を統括する者その他これに準ずる使用人のうちに、暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）に該当する者がいること。
- (2) 暴力団員等を不動産仲介業者等の行う業務に従事させ、又はその補助者として使用するおそれのあること。
- (3) 暴力団員等が不動産仲介業者等の行う事業活動を実質的に支配していること。
- (4) 暴力団員等が不動産仲介業者等の経営に実質的に関与していること。
- (5) 不動産仲介業者等の役員等が、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団員等を利用していること。
- (6) 役員等が暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等積極的に暴力団の維持、運営等に協力し、又は関与していること。
- (7) 役員等又は経営に実質的に関与している者が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。
- (8) 暴力団員等である個人事業主又は役員等が暴力団員等である法人を、その事実を知らず、不当に利用する等していること。

〔暴力団とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成3年法律第77号）第2条第2号にあるとおり、「その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体」を指します。〕

※総合支援資金運営要領においても同内容の規定があります。

第3号様式（表）中「不動産媒介業者等」を「不動産仲介業者等」に、
「住宅扶助」を「住宅扶助基準」に改め、同様式（裏）中「不動産媒介業者等」を「不動産仲介業者等」に改める。

第4号様式及び第5号様式を次のように改める。

生活困窮者住居確保給付金支給対象者証明書（家賃相当額）

次の者が生活困窮者住居確保給付金の支給対象者の要件に適合していることを証明します。

年 月 日

上尾市長



本人関係

フリガナ 氏名	
生年月日	年 月 日
現在の居所	
電話番号	

入居予定の賃貸住宅

名称	
所在地	
入居予定日	年 月 日

住居確保給付金支給予定額

支給予定額	月額	円
-------	----	---

（注意事項）

この証明書の有効期限は、入居予定日の1か月後までとします。

生活困窮者住居確保給付金支給対象者証明書（転居費用）

次の者が生活困窮者住居確保給付金の支給対象者の要件に適合していることを証明します。

年 月 日

上尾市長



本人関係

フリガナ 氏名	
生年月日	年 月 日
現在の居所	
電話番号	

入居予定の賃貸住宅

名称	
所在地	
入居予定日	年 月 日

住居確保給付金支給予定額

支給予定額	(1) 転居先の住宅に係る初期費用	円
	(2) その他（家財の運搬費用、原状回復費用等）	円
	合計	円

（注意事項）

この証明書の有効期限は、入居予定日の1か月後までとします。

（表）

第 号
年 月 日

様

上尾市長



生活困窮者住居確保給付金支給決定通知書（家賃相当額）

年 月 日付けで申請された生活困窮者住居確保給付金について、下記のとおりに決定したので通知します。

記

- 1 支給額 月額 円
- 2 支給期間 年 月（ 年 月家賃相当分）から
年 月（ 年 月家賃相当分）まで
- 3 支給方法 ☐ 住宅の貸主又は貸主から委託を受けた事業者若しくは当該支給決定者に代わって賃料の支払いに係る債務の弁済を行う家賃債務保証業者の口座に振り込むことにより、支給決定者に対する支給とする。
☐ 支給決定者において、クレジットカードや納付書により、賃料が確実に貸主又は貸主から委託を受けた事業者を支払われることを条件として支給決定者に支給する。
- 4 支給対象となる住宅 名称
所在地

(裏)

(注意事項)

- 1 本給付金の受給期間中、次の①から③までの求職活動等を怠る場合、又は上尾市健康福祉部生活支援課（自立相談支援機関）の作成するプランに基づく就労支援を拒否する場合には、支給を中止することがあります。
 - (1) 公共職業安定所等での求職活動を行う申請者
 - ① 毎月4回以上、上尾市健康福祉部生活支援課（自立相談支援機関）の面接等の支援を受けること。
 - ② 毎月2回以上、公共職業安定所で職業相談を受けること。
 - ③ 原則として週1回以上、求人先へ応募を行う又は求人先の面接を受けること。
 - (2) 省令第10条第5号ただし書きに該当する申請者
 - ① 毎月4回以上、上尾市健康福祉部生活支援課（自立相談支援機関）の面接等の支援を受けること。
 - ② 原則として月1回以上、経営相談先へ面談等の支援を受けること。
 - ③ 経営相談先の指導助言等のもと、自立に向けた活動計画を作成し、当該計画に基づく活動を行うこと。
- 2 本給付金の受給期間中に就職した場合には、「常用就職届（第16号様式）」を提出してください。
- 3 常用就職している受給者及び省令第3条第2号に該当する者については、収入額を確認することができる書類を、毎月上尾市健康福祉部生活支援課（自立相談支援機関）に対し提出してください。
- 4 賃貸住宅の家賃額の一部支給を受けている方については、本給付金の受給期間中に収入が減少した場合、申請により支給額の変更が可能な場合がありますので、上尾市健康福祉部生活支援課（自立相談支援機関）に申し出てください。
- 5 【3 支給方法】において、「支給決定者において、クレジットカードや納付書を使用する方法または家賃債務保証業者が当該支給決定者に代わって賃料の支払いに係る債務の弁済を行う方法により、賃料が確実に貸主又は貸主から委託を受けた事業者を支払われることを条件として支給決定者に支給する。」が選択されている場合は、支給開始後、申請者が貸主等に家賃を支払ったことを証明する文書等の提出を自治体から求めることがあります。

教示

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、上尾市長に対して審査請求をすることができます。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日。以下同じ。）の翌日から起算して6か月以内に、上尾市を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において上尾市を代表する者は、上尾市長です。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日（上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

（表）

第 号
年 月 日

様

上尾市長



生活困窮者住居確保給付金支給決定通知書（転居費用）

年 月 日付けで申請された生活困窮者住居確保給付金について、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 支給額 円

- 2 支給方法
- ☐ 転居先の住宅に係る初期費用は、住宅の貸主又は貸主から委託を受けた事業者の口座に振り込むことにより、支給決定者に対する支給とする。
 - ☐ 上記以外の費用は、住宅の貸主又は貸主から委託を受けた事業者の口座への振込又は受給者の口座等への支給のいずれかの方法で支給することにより、支給決定者に対する支給とする。
 - ☐ クレジットカードや納付書を使用する方法により、費用が確実に貸主又は貸主から委託を受けた事業者を支払われる場合に限り、支給決定者に支給する。

4 支給対象となる住宅 名称

所在地

(裏)

(注意事項)

- 1 受給者は、転居先の住宅へ転居した後、転居先の住宅に係る初期費用以外の支給対象経費（家財の運搬費用、原状回復費用等）の実際の支出額を確認できる書類（領収書等）を自立相談支援機関に対し提出してください。
- 2 転居先の住宅に係る初期費用等の一部支給を受けている方については、実際の支出額が支給額を上回っていた場合、支給額の上限額以内かつ支給対象経費であり、社会通念上、妥当な範囲内であれば、申請により支給額の変更が可能な場合がありますので、上尾市健康福祉部生活支援課（自立相談支援機関）に申し出てください。
なお、実際の支出額が支給額を下回っていた場合は、受給者から差額の返還を求めます。
- 3 2 支給方法において、「クレジットカードや納付書を使用する方法により、費用が確実に貸主又は貸主から委託を受けた事業者を支払われる場合に限り、支給決定者に支給する。」が選択されている場合は、支給後、申請者が貸主等に費用を支払ったことを証明する文書等の提出を自治体から求めることがあります。

教示

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、上尾市長に対して審査請求をすることができます。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日。以下同じ。）の翌日から起算して6か月以内に、上尾市を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において上尾市を代表する者は、上尾市長です。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日（上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

第 7 号様式中「埼玉県社会福祉協議会」を「社会福祉協議会」に改める。

第 9 号様式中「納付書」の次に「を使用する方法又は家賃債務保証業者が当該支給決定者に代わって賃料の支払いに係る債務の弁済を行う方法」を加える。

第 1 0 号様式及び第 1 1 号様式を次のように改める。

生活困窮者住居確保給付金変更支給申請書

私は、 年 月 日 第 号により、生活困窮者住居確保給付金の支給の決定を受けましたが、必要書類を添えて、変更支給申請します。

年 月 日

(宛先)

上尾市長

フリガナ
氏 名
住 所
生年月日
電話番号

変更理由

変更理由	
------	--

添付書類

- 1 家賃変更の場合
変更契約書等家賃の変更を証する書類
- 2 収入減少の場合（賃貸住宅の家賃額の一部支給を受けている方）
申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のうち収入がある者について収入が確認できる書類の写し
- 3 転居した場合
 - ・貸主の責又は上尾市健康福祉部生活支援課（自立相談支援機関）等の指導による転居であることが確認できる書類の写し
 - ・入居住宅に関する状況通知書（第3号様式）※再提出が必要です。
 - ・転居先の賃貸借契約書等の写し
 - ・住民票の写し
- 4 受給方法変更の場合
 - ・入居住宅に関する状況通知書（第3号様式）※再提出が必要です。

生活困窮者住居確保給付金変更支給申請書（転居費用）

私は、 年 月 日 第 号により、生活困窮者住居確保給付金の支給の決定を受けましたが、必要書類を添えて、変更支給申請します。

年 月 日

(宛先)

上尾市長

フリガナ
氏 名
住 所
生年月日
電話番号

変更理由

変更理由	
------	--

添付書類

変更理由の事実が確認できる書類の写し

第 年 月 日 号

様

上尾市長



生活困窮者住居確保給付金変更支給決定通知書（家賃相当額）

年 月 日付 第 号で支給決定を行った生活困窮者住居確保給付金については、年 月 日付生活困窮者住居確保給付金支給変更申請書に基づき、下記のとおり変更決定したので通知します。

記

1 変更内容

- ☐ 支給額 月額 円
☐ 支給方法（代理受領に変更等）

2 1 の変更内容適用後の支給期間

年 月（ 年 月家賃相当分）から
年 月（ 年 月家賃相当分）まで

3 変更理由

4 対象となる住宅 名称
所在地

教示

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、上尾市長に対して審査請求をすることができます。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して 1 年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（上記 1 の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日。以下同じ。）の翌日から起算して 6 か月以内に、上尾市を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において上尾市を代表する者は、上尾市長です。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、この処分の日（上記 1 の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して 1 年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

第 年 月 日 号

様

上尾市長



生活困窮者住居確保給付金変更支給決定通知書（転居費用）

年 月 日付 第 号で支給決定を行った生活困窮者住居確保給付金については、年 月 日付生活困窮者住居確保給付金支給変更申請書に基づき、下記のとおり変更決定したので通知します。

記

1 変更内容

支給額

円

2 変更理由

3 対象となる住宅 名称
所在地

教示

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、上尾市長に対して審査請求をすることができます。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して 1 年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（上記 1 の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日。以下同じ。）の翌日から起算して 6 か月以内に、上尾市を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において上尾市を代表する者は、上尾市長です。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、この処分の日（上記 1 の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して 1 年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

(上尾市生活困窮者自立支援法施行細則の一部改正)

第2条 上尾市生活困窮者自立支援法施行細則の一部を次のように改正する。

第15条第1項第4号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第1号様式(第1面)中「禁錮刑」を「拘禁刑」改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、現に提出されている第1条の規定による改正前の上尾市生活困窮者自立支援法施行細則(次項において「旧細則」という。)第1号様式から第3号様式まで及び第10号様式による書類は、それぞれ、第1条の規定による改正後の上尾市生活困窮者自立支援法施行細則(次項において「新細則」という。)第1号様式、第2号様式、第3号様式及び第10号様式によるものとみなす。
- 3 この規則の施行の際、現に交付されている旧細則第4号様式、第5号様式、第9号様式及び第11号様式による書類は、それぞれ、新細則第4号様式、第5号様式、第9号様式及び第11号様式によるものとみなす。
- 4 この規則の施行の際、現に提出されている第2条の規定による改正前の上尾市生活困窮者自立支援法施行細則第1号様式による書類は、第2条の規定による改正後の上尾市生活困窮者自立支援法施行細則第1号様式によるものとみなす。